

ぐんまちゃんお誕生日会 2025 実施業務 企画提案要領

1 業務の名称

ぐんまちゃんお誕生日会 2025 実施業務

2 業務の趣旨・目的

本事業は、本県のマスコット「ぐんまちゃん」が主催する、ファン交流イベントとして、ぐんまちゃんお誕生日会を開催し、全国にぐんまちゃんの魅力を届け、本県 PR につなげるものである。

3 事業の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額

13,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

- ・ 委託上限額での契約を保証するものではありません。
- ・ 応募に要する経費は含みません（提案者の負担とする。）。
- ・ 採用された事業者には採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- ・ 破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・ 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・ 国税及び地方税を滞納していない者
- ・ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

- (1) 参加申込
令和6年8月5日(月)午後5時 必着 ※詳細は下記8のとおり
- (2) 質問受付
令和6年8月5日(月)午後5時まで ※詳細は下記9のとおり
- (3) 応募期限
令和6年8月30日(金)午後5時 必着 ※詳細は下記10のとおり
- (4) 審査
令和6年9月上旬以降 ※詳細は下記11のとおり
- (5) 結果発表
令和6年9月中旬

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書(様式1)」を郵送、持参または電子メールにより提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年8月5日(月)午後5時 必着
- (2) 提出先 371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県知事戦略部メディアプロモーション課ぐんまちゃん推進室
電子メール送付先: gunmachan@pref.gunma.lg.jp

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者より質問を受け付けます。

- (1) 受付期間 令和6年8月5日(月)午後5時 まで
- (2) 質問様式 質問様式(様式2)による。
- (3) 質問方法 電子メールによる。電子メール送付先: gunmachan@pref.gunma.lg.jp
※電子メールの件名を次のとおりとしてください。
【質問】ぐんまちゃんお誕生日会2025実施業務
- (4) 提出先 群馬県知事戦略部メディアプロモーション課ぐんまちゃんプロモーション係
- (5) その他 質問に対する回答は、令和6年8月9日(金)までに質問者及び参加申込の意思表示があった業者へ、電子メールで回答します。

10 応募の手続き等

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙(様式3) 1部
 - イ 企画提案書本体(任意様式) 5部

ウ	業務実施体制表（様式4）	5部
エ	作業工程（任意様式）	5部
オ	費用見積書（任意様式）	1部
	宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。	
カ	会社概要（パンフレット等）	5部
キ	法人登記簿謄本（*）	1部
ク	決算書（*）	1部
ケ	誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）（*）	1部
コ	その他資料（適宜）	

※*印の付いた書類については、「令和6年度・7年度物件等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。

（2）提出方法・提出期限

ア 提出方法 （3）の提出先あて、持参又は郵送による

イ 提出期限 令和6年8月30日（金）午後5時 必着

（3）提出先

371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課ぐんまちゃん推進室

（電話）027-226-2315（直通）／027-223-1111（代表）内線2315

（4）応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上複製を作成することがあります。

（5）その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。

11 審査

提出された書類は、下記審査基準に基づき、審査会においてプレゼンテーション・ヒアリングを経て審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を委託の優先交渉者と決定します。

なお、応募多数の場合、審査会の前に、事務局による書類選考を行う場合があります。

(1) 審査会

開催日時：令和6年9月中旬（予定）※なお、詳細については企画提案者に別途通知します。

(2) 審査基準

- ・趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、構成内容、オリジナリティ、表現方法）
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- ・積算に関すること（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

(3) 審査結果

審査結果は、令和6年9月中旬を目途に、応募者全てに文書により通知します。

12 契約

- ・上記11において選定された者を事業の委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

13 その他

- ・契約保証金については、規則第199条第1項各号に該当する場合は免除します。それ以外の場合は、規則第198条の規定に基づき、契約予定総額（単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの）の100分の10以上を納めること。